

令和8年3月16日

請求人 (略) 様

神奈川県監査委員	大 竹 准 一
同	吉 川 知恵子
同	中 家 華 江
同	柳 下 剛
同	斉 藤 たかみ

神奈川県職員措置請求について (通知)

令和8年2月17日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求 (以下「本件措置請求」という。) は、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実 (以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該普通地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

請求人は、本件措置請求において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第15条に用途地域及び準防火地域に関する都市計画は市が定めることとされており、これらの地域に関して同法第14条第1項に規定される総括図及び計画図は、同法第16条第1項及び第17条第2項から市が自費で作成するものと解釈されるとして、業務委託によりこれらの地域における総括図及び計画図を県の費用で作成したことは違法であり、公金の支出が不当であることを主張している。

また、一般社団法人国土盤情報センターが公表している岩盤ボーリング柱状図（事実証明書8、以下「柱状図A」という。）に対して、県が公表・情報公開したボーリング柱状図（事実証明書9及び10、以下「柱状図B」という。）における標高の数値が一致せず、改ざんされたものであり、委託業務において柱状図Bを根拠資料として作成された計画図は「捏造された成果物である」ことから、委託契約に係る公金の支出が不当であることを主張している。

しかしながら、本件措置請求は、以下のとおり、法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を具備していない。

(1) 用途地域及び準防火地域における総括図及び計画図について

請求人は、都市計画法第16条第1項及び17条第2項から、用途地域及び準防火地域における総括図及び計画図は市が自費で作成するものと主張しているが、同法第16条第1項は公聴会の開催等に関する規定であり、同法第17条第2項は都市計画の案の縦覧等に関する規定であるため、総括図及び計画図を作成する費用を市が負担することについて定めるものではない。

また、県の費用で作成された総括図及び計画図は、事実証明書2（特記仕様書）の「2 業務目的」にも「都市計画道路桜山長柄線他の都市計画変更に必要な図書を作成するもの」と記載があるところ、同法第11条第1項第1号において、都市計画区域について、都市計画に定めることができる施設として「道路」が規定され、同法第15条第1項第1号において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画は、県が定めることが規定されている。従って、この点からも県が総括図及び計画図を作成することについて否定されるものではないといえる。

これらのことから、単に県が用途地域及び準防火地域に関する総括図及び計画図を作成したことをもって、公金の支出が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示しているとはいえない。

(2) ボーリング柱状図について

請求人は、柱状図Aに対して、柱状図Bにおける標高の数値が一致せず、改ざんされたものであると主張しているが、二つの柱状図はボーリングの角度が異なっており、柱状図Aは水平方向、柱状図Bは垂直方向の掘削であることを示している。このことから、柱状図Aに対して、柱状図Bの標高の数値が一致しないことをもって、県がボーリング柱状図の改ざんを行っているとはいえず、柱状図Bを根拠資料として作成された計画図は「捏造された成果物である」と

いう主張は失当であるため、公金の支出が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示しているとはいえない。

3 審査の結果

以上ことから、本件措置請求は不適法なものである。